

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第68回理事会

平成15年2月

第 6 8 回 理事会次第

平成15年 2月21日 (金) 18:00～

スクワール麴町 (四谷)

1. 定 足 数 報 告

2. 議事録署名人選出

3. 基金の現況報告

4. 議 事

(1) 債い事業に係る既存資料の当面の扱いについて

(2) 今後の在り方について

(3) その他の事案について

5. その他

資 料

【報告事項】

- | | |
|---------------------|---|
| 償い事業に関するワークショップについて | 1 |
| 平成15年度国庫補助金内示状況について | 2 |

【議案事項】

- | | |
|-----------------------|---|
| 償い事業に係る既存資料の当面の扱いについて | 3 |
|-----------------------|---|

「慰安婦」問題とアジア女性基金の償い事業に関する国際ワークショップ

開催日時 2003年2月7日～9日
場所 小田急箱根ハイランドホテル

2月7日 夜 オリエンテーション

2月8日 午前 アジア女性基金から見た「慰安婦」問題と償い事業

和田春樹、有馬真喜子、下村満子(代理岡)、横田洋三各理事、委員
からいままで行って来た基金の事業を全体の枠組み、各国・地域の
償い事業、国連・国際機関における論議などを報告

午後 「慰安婦」問題等の専門家から見たアジア女性基金の償い事業

サラ・ソー	サンフランシスコ州立大学助教授
田中利幸	広島市立大学・広島平和研究所教授
ウオン・リー	クワンドン大学教授
クリフ・チャニン	戦争の記憶プロジェクト(NY)会長

(司会 大沼 保昭理事)

2月9日 午前 人権あるいは国際問題の専門家から見た「慰安婦」問題と
アジア女性基金の償い事業

H・ワルザジ	国連人権小委員会委員
上野千鶴子	東京大学教授
田中明彦	東京大学教授
橘爪大三郎	東京工業大学教授

午後 全体討論

臼井敏男	朝日新聞論説委員
------	----------

(司会 横田 洋三委員長)

平成15年度 国庫補助金内示状況

15.2.21

理事会報告

(単位：千円)

事 項	前 年 度	要 求	内 示	備 考
運営経費	109,427	108,634	107,961	
一般管理費	93,970	100,023	99,350	
運営審議会等経費	3,607	4,572	4,572	
海外事情調査経費	11,850	4,039	4,039	
女性尊厳事業費	220,199	172,413	154,300	
一般啓発経費	123,107	78,964	60,851	
普及啓発資料作成経費	12,241	14,549	14,549	
講演会等開催経費	31,145	25,438	25,438	
NGO事業支援経費	24,737	12,622	12,622	
国際会議開催経費	17,834	24,699	24,699	
尊厳調査研究経費	11,135	6,295	6,295	
歴史教訓関係経費	—	9,846	9,846	
合 計	329,626	281,047	262,261	△ 67,365

関係資料

新聞切り抜き
「慰安婦」・戦後問題関連
1-16

新聞切り抜き
AWF関連
17-22

新聞切り抜き
女性・人権問題関連
23-29

戦後補償ネットワークFAX
30-33

戦後補償実現！FAX速報 No. 399 2002 12 13

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax

■受信料：月額 500 円 (切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆大阪高裁も被爆者援護の在外適用を命じる判決。大阪府は上告せず、国も断念の流れへ

12月5日大阪高裁(根本眞裁判長)は、広島で被爆した郭貴勲(カキツ)さん(78)が、離日すると被爆者援護法に基づく健康管理手当が打ち切られるのは違法として国と大阪府を訴え、昨年6月に大阪地裁で勝訴し、国と大阪府が控訴した訴訟(本紙339,340号参照)の判決で、「国外に出ることで法の適用対象から外れ、被爆者の地位を失うとする国の解釈は認められない。『被爆者はどこにいても被爆者』という事実を直視せざるを得ない」として、一審の大阪地裁判決を支持し、国と大阪府の控訴を棄却した。判決は、被爆者援護法の性格や立法意思、法構造などについても厳密に検討し、「同法は、社会保障と国家補償双方の性格を併有する特殊な立法で、国籍・資力を問わず一律に援護を講じる人道的目的の立法であり、非居住者への適用を排除するとの解釈は困難」と述べ、在外被爆者への健康管理手当打ち切りを不当とした。なお、国家賠償請求は退けられた。敗訴を覚悟していたという原告の郭さんは、笑顔で会見し、「1審の時は『痛快の至り』と言ったが、今回は『爽快の至り』。日本の司法は生きていた」と判決を歓迎・評価し、国に上告をしないよう求めた。

郭さんは上京して、10日「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」で報告し、衆参の厚生労働委員会の委員や与党3幹事長らに会い、国の控訴断念への協力を申し入れた。秋葉広島市長に続いて、9日被告の太田大阪府知事も上告しない方向で厚生労働省と協議する意向を表明し、電話で坂口厚生労働相に断念を要請したことを明らかにした。11・12日郭さんが傍聴席から見守る中で行われた衆・参院厚生労働委員会の質疑で、公明党を含む与野党8人の委員が坂口厚労相に上告断念を求めるなど、超党派の国会議員の働きかけも続いている。12日の記者会見で福田官房長官は「政治判断もあるかも知れない」と上告見送りを示唆し、13日閣議後の記者会見で坂口厚労相も「私個人の考えは固めてきているが、最終的には総理の決断をお願いしたい」と語り、上告断念の可能性を指摘した。上告期限は19日で、郭さんは来週再び上京して結果を東京で聞く。「韓国の原爆被害者を救済する市民の会」や「在韓被爆者問題市民会議」などは首相(F3581-3883)、厚労相(F3595-2392)への控訴断念要請を呼びかけている。(12/5各紙夕刊、10朝日・毎日、12時事、13読売・毎日)

◆参院内閣委、国際法専門家を参考人招致し「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」審議

12日参議院内閣委員会(小川敏夫委員長)は横田洋三中央大教授(「女性のためのアジア平和国民基金」運営審議委員長・国連人権小委委員、与党側推薦)と戸塚悦朗神戸大大学院助教授(前弁護士、野党側推薦)を参考人招致し、「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の審議を行った。同法の審議は7月の通常国会に続いて2回目、参考人招致は初めて。公明党議員も初めて質問した。横田参考人は、『国民基金』による日本の対応、村山談話などは国際社会と被害者から一定の評価を得ており、それらを踏まえてどのように政府に新たな措置を要請しているのか?よく見えない」として法案を批判し、道義的責任に基づく『国民基金』路線を踏襲すべきとの意見を述べた。戸塚参考人は被害者との和解のために、信頼を得るプロセス

が極めて重要であること強調し、過去清算のための立法は大切であると説き、すでに被害者団体・被害国議会などが賛意を示している法案の早期成立への期待を表明した。委員の質問に答えて、横田氏も「慰安婦」は国際法・国際慣習法・条約に違反した事件であり、その損害が存続していることは認めたが、「当時の国際法は圧倒的に国が主体で個人に請求権がない」と指摘、国家間の決着はついており、あとは「被害者に何かをすべきとの気持ちの問題」で「国民基金」はその気持ちの表れと説明した。戸塚氏は、「実法上の問題と手続法上の問題を区別すべき」と述べるとともに、「講和条約・2国間協定で決着していない。少なくとも中国・台湾・北朝鮮との間の請求権問題は終わっていない」と指摘し、「日本の国家機関が引き起こした国家責任の解除に向けて、国会が関与し、政府が支払うことを明確にすることが正義であり、法案審議を続けることが謝罪である」との考えを述べた。7月の第1回審議に続いて再び傍聴席は満員となり、密度の濃い歴史的な審議となった。13日の会期切れに伴い、残念ながら同法案は廃案になったが、1月20日召集予定の次期通常国会にさらに提案議員・賛同議員を増やして再提出される予定。今期提出された同法案の早期制定を求める請願署名は2万5千人分を超えた。一方、衆議院に提出されていた国立国会図書館法改正案は継続審議となったが、臨時国会で審議は行われなかった。

◆「拉致被害者支援法」は1週間でスピード成立。「未曾有の国家犯罪」に手厚い給付金

4日「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律案」が参院本会議で全会一致で可決・成立した。前文に「北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為」と明記した法律で、全会一致のため11月27日に衆院厚生労働委員長が法案を厚労委に提出し、審議なしで、わずか1週間で成立した。1月1日施行。帰国した被害者に5年間月額24万円(2人世帯)を支給し、拉致期間中の年金保険料も国が全額負担するなど、中国残留邦人支援法などに比べ最大限の支給を盛り込み、家族会の横田滋代表らも内容を評価した。(各紙)

◆韓国、米軍装甲車女子中学生死亡事故の無罪判決への抗議行動広がる

米軍装甲車が韓国人女子中学生を死亡させた事故の被告が米軍事法廷で無罪となった件(本紙前号参照)で韓国全土に抗議が広がっている。1万人を超える抗議デモが連日各地で組織され、米軍基地に火炎瓶が投げられるなど抗議は激化してきている。与野党の大統領候補も米韓地位協定の改定と米大統領の謝罪を要求すると約束したが、金大中大統領は地位協定改定は難しいとみており、3日「運用改善」を関係閣僚に指示した。(各紙)

◆【訃報】フィリピンの元「慰安婦」パトリシア・マングンさん逝去

11月30日フィリピン・ルソン島中部のパンパンガ州アラヤット在住で、「ロラズ・カンパニエラ」所属だったパトリシア・マングンさんが亡くなった。享年77歳。

■＜案内＞日弁連勧告・報告集会—平岡ダム朝鮮人強制労働被害者・人権救済申立について

12月18日(水)18:30 愛知県中小企業センター7F第8会議室、弁護士からの勧告書説明・ビデオ上映、申立人家族(金甲治さん)の訴え、参加費=500円。主催=マダニ21(愛知県朝鮮人強制連行真相調査団)T052-291-2300、F052-291-2303。

【裁判情報】＜報告＞●浮島丸訴訟控訴審が結審:12日大阪高裁で結審した。判決日は未定だが、裁判長は「できれば今年度中に言い渡したい」と言明。

＜予定＞●12月17日(火)11:30 太平洋戦争犠牲者遺族会補償請求裁判控訴審第5回公判、東京高裁813号。●12月19日(木)10:30 731部隊・南京虐殺・無差別爆撃訴訟控訴審＜結審＞、東京高裁817号(終了後、弁護士会館10F1002号で報告集会)。

戦後補償実現！FAX速報 No. 400 2002.12.28

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax

■受信料：月額500円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail:cfriyo@aol.com

◆厚労相、上告断念し大阪高裁判決受入れ。「人道的措置」強調し、在外被爆者援護政策転換

12月18日坂口厚労相は、広島で被爆した郭貴勲(カキキツ)さん(78、韓国在住)に国と大阪府が健康管理手当を支給するよう命じた5日の大阪高裁判決を受け入れ、最高裁に上告しないことを記者会見で発表した。「被爆者の平均年齢が70歳を越え、国際化も進んでいる。あくまでも人道的見地からの措置で国家補償を前提とするものではない」と語り、国家補償の性格を強調した高裁判決には抵抗する姿勢を示した。時効(5年)を考慮し、97年12月以降に出国したケースに遡って被爆者手帳取得者への健康管理手当を支給する。所要の省令や通達の改正・見直しを行うとし、問題の74年公衆衛生局長通達(402号)は失効する。なお、厚労省の二木健康局総務課長は「今回の措置は被爆者が海外に出た途端に打ち切られていた手当を支給するだけで、法や制度の改正は考えていない」と同日語っている。原告の郭貴勲さんは金子哲夫衆院議員(在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会事務局長、社民党)や市場淳子韓国の原爆被害者を救援する市民の会会長らとともに議員会館で記者会見し、「大変な英断と評価したい。努力してくれた皆さんに深く感謝する。余命幾ばくもない被爆者のため、内外格差解消に一層努力してほしい」と語った。弁護団も大阪司法記者クラブで会見し、「上告断念は歓迎するが、あまりに遅きに失した決断。国内の被爆者と同等の待遇が受けられるよう全面救済に向けた抜本的解決が必要」と述べた。広島でも同日夜平和記念公園の原爆慰霊碑前で報告集会が開かれ、広島被団協の坪井直事務局長らが挨拶、在韓被爆者代表らが「画期的」と評価する一方、「いろいろな事情で渡日できない人もいる」「人道的という言葉の解釈は人によって違う。国家補償とすべき」など批判の声も上がった。2週間にわたって多くの団体や個人が上告断念を求めて働きかけ、公明党も含めた議員や広島市長、大阪府知事ら自治体首長の声に後押しされて坂口厚労相が政治主導で官僚を押し切った形となった。今後の課題は在外被爆者の半数以上を占める北朝鮮を含めた被爆者手帳を持たない在外被爆者への対応に移る。20日財務省は在外被爆者援護関連の来年度予算を約3倍に増やし、約15億7300万円を計上、1740人分の健康管理手当などの支給、1300人分の来日旅費を認めた。「朝日」は22日社説で援護法の見直しを含む支援強化を求めた。

一方、韓国在住の李在錫(イ・ゼソク)さん(69)が国と大阪府に被爆者援護法に基づく手当支給を求めた訴訟の公判が25日大阪地裁で開かれ、結審した。国側は、郭さんの訴訟の上告断念を理由に「訴えの利益がない」と請求の却下を求めたが、原告側は拒否。逆に原告側は「手当支給などに関し認諾(原告の主張を正当と認める手続)すれば、取り下げる」と求めたが、国側は「手当は訴訟外で支給する」と拒否。李さんは「私の人生行路も夕暮れ。健康も段々悪くなっている。早く援護を」と最終意見陳述で訴えた。判決は来年3月20日。(各紙)

◆中国残留孤児637人が日本政府に総額210億円求める国家賠償請求訴訟

20日第2次大戦後中国に置き去りにされ、帰国後も苦しい生活を強いられた中国残留孤児637人が国に総額210億2100万円(1人3300万円)の損害賠償を求めて東京地裁に提訴

した。今年11月末までに帰国した残留孤児は2455人(残留婦人は3746人)で、内4人に1人が今回の訴訟に参加した。戦争被害に関わる国家賠償請求としては原告数で過去最大規模。最終的には全国で約千人が訴訟を起こす予定。94年制定の「帰国者支援法」で月額2万円余の国民年金が受給できるが、約半数が生活保護を受け、「拉致被害者支援法」との格差も指摘されていた。「生活保護ではない、孤児に適した老後の生活保障」を求めている。(各紙)

◆第17回外交文書公開、中国人強制連行の実態隠蔽など明らかに

24日外務省は17回目の外交文書28万4千頁分を公開した。戦後処理関係では、中国強制連行や対東南アジア賠償交渉に関する記録などが開示された。とくに中国人強制に関して46年外務省報告書を焼却したり、被害者の死亡者数を中国側の反応を恐れて、小出しに、間引きして発表したり、劉連仁さんへの官房長官談話から「強制連行」の4文字を削除させ、不作為を隠蔽するなど、外務省による工作の実態が明らかになった。また国会で取り上げられないよう、与野党議員を説得し、逆に故宇都宮徳馬議員からたしなめられたことなども明らかになった。秦嶺鉄道で酷使されたマレー人らから補償要求された文書では、使役された労働者は、マレー人約1万1千人を含め現地労働者が約10万人、英・豪捕虜が4万7千人、内死亡・逃亡者が3万人と記されていたことも判明した。文書公開の基準は30年となっているが、外務省内の恣意的な判断で都合よく非公開とされ、人手不足も理由に56年日ソ国交交渉、65年日韓条約締結交渉に関する資料なども公表されず、批判が高まっている。24日付「朝日」は担当記者のコラムで法制化の検討を提言した。(12/24各紙)

◆「平和祈念懇」国立の無宗教の追悼施設を提言。首相は来年も靖国参拝の意向

24日、福田官房長官の私的懇談会「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」(座長=今井敏日本経団連名誉会長)は国立の無宗教の恒久的施設が必要とする報告書を福田長官に提出した。新施設の種類や名称、場所などについては明記を避け、靖国神社との関係やA級戦犯の取り扱いなどについても触れていない。小泉首相は「靖国に代わる施設じゃない。靖国は靖国。来年も参拝する」と述べ、靖国参拝を続ける姿勢を示し、中国や韓国の批判を受けている。日本遺族会会長の古賀前自民党幹事長は先月19日福田官房長官を官邸に訪ねて、「靖国神社の形骸化につながるような施設であれば断じて容認できない」と申し入れ、自民党総務会も新施設建設に反対を強めている。野中元幹事長は「新しい施設を造れば片付く問題ではない。靖国を無宗教の国立廟にできないのか」などと提起していて、今後も混乱は必至の様相。福田長官は同日の記者会見で「国民的な議論を受け政府として対応する」と述べ、世論の動向を重視する考えを示した。(12/25各紙)

◆【訃報】アジア女性資料センター代表松井やよりさん逝去

12月27日元朝日新聞編集委員でアジア女性資料センター代表の松井やよりさんが肝臓癌のため亡くなった。記者時代からアジアの女性をテーマに精力的に取材・執筆し、退職後は「戦争と女性への暴力」日本ネットワークを設立、00年「女性戦犯国際法廷」を主宰した。享年68歳。葬儀は30日12:30日本キリスト教団東京山手教会。

【裁判情報】<報告>●「慰安婦」ワシントン訴訟：10日ワシントン連邦高裁で控訴審の公判が開かれ、主権免除などについて双方が意見陳述した。日本政府は、昨年10月に米国の外国免責特権法(FSIA)によって米国内で訴追されないと申し立てたが、1952年施行の同法を遡及適用する理由はないとして退けられている。原告側弁護団は、韓国人原告の一部は当時米領土だったフィリピンで被害を受けたので国内事件でもあると新たに主張した。